

福島第二原子力発電所における核物質防護秘密の複写について（公表区分Ⅱ）

2025年12月11日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

<概要>

2024年11月13日、原子力規制検査において、核物質防護秘密の管理状況を確認したところ、当該秘密を含む一部のページが正規の手続きに沿わない形で複写されていることを原子力規制検査官が確認しました。

その後、当該秘密を直ちに回収し処分したうえで、正規の手続きに沿わない場合には、複写ができないよう措置を講じました。なお、調査の結果、当該秘密は適切に保管されており、核物質防護情報の漏えいは確認されておりません。

<原因>

情報取扱者にマニュアルの理解不足があった他、正規の手続きを沿わなくとも複写できる環境にあったため、結果として複写され、保管されていたものです。

<対策>

当該情報取扱者や関係者へ再教育を実施した他、正規の手続きに沿わない場合には複写ができないよう対策を実施し、是正措置が完了しました。

本件は、核物質防護に関する公表基準の「核物質防護規定に違反する事象」に該当すると判断したため、公表区分Ⅱにて公表しております。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111（代表）